

平成 28 年度 決算に係る

定期監査調書

平成 29 年 3 月

福祉相談センター

1 前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
(1) 指摘事項	
(2) 監査意見	
2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3 組織及び業務調べ	1
4 職員の定員、現員調べ	2
5 役付職員の調べ	2
6 主な事業に関する調べ	3
7 収入証紙取扱額調べ	13
8 収入事務処理状況調べ	13
(1) 分担金及び負担金	
(2) 使用料	
(3) 手数料	
(4) 財産収入	
(5) 諸収入	
(6) 現金の取扱状況	
9 収入未済額調べ	15
10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ	16
11 不納欠損額調べ	17
12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	17
(1) 負担金	
(2) 補助金	
(3) 交付金	
(4) 委託料	
13 工事請負費調べ	21
14 財産に関する調べ	22
(1) 公有財産	
(2) 金券類の受払状況	
15 財産の貸付及び使用許可調べ	24
(1) 土地及び建物	
(2) 物品	
16 借受不動産明細調べ	24
17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	25
(1) 職員住宅	
(2) 職員駐車場	
18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	26
19 寄附物件の受納状況調べ	26
20 備品の処分状況調べ	26
21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	26
(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
(2) 物品の照合	
22 職員旅費の執行状況調べ	27
(1) 旅行伺の事前承認	
(2) 旅費概算払の精算等	
(3) 旅費の計算	
(4) 旅費の適正執行の取組状況等	

児童相談所個別事項

2 3 当該年度における事業の概要	2 8
2 4 管轄区域とその状況	2 8
2 5 経路別・相談別受付件数調	2 9
2 6 年齢区分別・相談別受付件数調	3 0
2 7 児童虐待相談状況調	3 1
2 8 非行相談件数調	3 1
2 9 相談区分別処理件数	3 2
3 0 児童福祉司等担当ケース件数調	3 3
3 1 一時保護児童数調	3 3
3 2 一時保護委託児童数調	3 3
3 3 里親登録数及び委託児童数調	3 3
3 4 巡回指導実施状況調	3 4
3 5 巡回相談における相談種別状況調	3 4
3 6 児童福祉施設等入退所状況調	3 5
3 7 保管金品及び帰属調	3 6
3 8 3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査事業実施状況調	3 6
3 9 主な施設の整備状況調	3 6

婦人相談所個別事項

4 0 所管事項の概要	3 7
4 1 相談の状況	3 8
4 2 一時保護の状況	4 3
4 3 一時保護委託者数調	4 6
4 4 主な施設の整備状況調	4 6
○ 意見、要望等	4 6

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	課名	課の主な所掌事務
福祉相談センター	総務課	1 庁舎管理、センター業務の広報・啓発に関する事務 2 児童措置費負担金の徴収に関する事務
	児童相談課	1 児童福祉法の規定による児童の福祉についての相談、調査及び指導に関する事務 2 児童の福祉に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務
	女性相談課	1 売春防止法の規定による要保護女子の保護更生に関する事務 2 DV防止法の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務 3 要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務
	判定課	1 児童福祉法及び特別児童扶養手当法の規定による児童の福祉のための判定及び指導に関する事務 2 要保護女子の福祉のための判定及び指導に関する事務
	一時保護課	1 児童福祉法の規定による児童の一時保護に関する事務 2 要保護女子の一時保護に関する事務

4 職員の定員、現員調べ

(平成29年3月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該 年度	28.4.1 現 在	当該 年度	28.4.1 現 在	当該 年度	28.4.1 現 在	当該 年度	28.4.1 現 在	
定 員	2 3	2 3	1	1	0	0	2 4	2 4	
現 員	(4) 2 7	(2) 2 5	() 1	() 1	() 0	() 0	(4) 2 8	(2) 2 6	育児休業4名を含む
過不足(△)	4	2					4	2	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	1 2	1 2	1	1	3	3	1 6	1 6	児童相談員1、婦人相談員1、判定保護指導員1、児童虐待対応協力員2、生活支援員1、生活指導員1、一時保護指導員2、夜間指導員3、運転士1、警備員2、嘱託医師1

5 役付職員の調べ

(平成29年 3月 1日現在)

職 名	氏 名	在 職 期 間	備 考
所長	花川 治応	年 月 1 11	次長兼児童相談課長1年
次長兼総務課長	国岡 浩紀	0 7	
次長兼児童相談課長	川本 由美子	1 11	
課長補佐	(兼) 福田 成生	0 11	本務：東部県税事務所庁舎管理 ・総務担当 課長補佐 出納員
児童相談課課長補佐	生田 瞳子	4 11	
女性相談課長	元木 順子	3 11	
判定課長	山花 敏裕	0 11	
一時保護課長	田中 進	0 11	

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事 業 名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	一般財源	そ の 他
児童虐待防止対策事業	1, 525	653	872	
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う (3-3-1) DV対策、児童・母子(父子)対策 ④児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。			
政 策 項 目				

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

児童虐待は全国的に増加、深刻化の傾向にあるが、鳥取県においても例外ではなく、児童虐待の予防と早期発見、子どもの安全確保を最優先にしながら子どもが安心して生活できるために的確かつ迅速な支援を行う必要があるため、関係機関との連携強化をするための体制整備と支援にかかる児童相談所（以下「児相」という。）職員及び市町村等関係機関の職員の資質向上を図るための研修等を実施する。

(イ) 事業の実施状況

- ① 児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の充実
 - ・警察と児相との合同立入調査演習（全県） 警察、児相、市町村職員等
 - ・東部圏域要保護児童対策地域協議会（（※1）以下「要対協」という。）担当課長等連絡会
 - ・東部圏域要保護児童等に係る関係機関連絡会及び事例検討会の開催
 - ・市町の要対協への参加（代表者会議、実務者会議、個別支援会議）
 - 代表者会議（各機関団体の長による会議） … 1市（4町開催予定）
 - 実務者会議（各機関団体の担当者等による会議） … 6回
 - 個別支援会議（個別ケースの支援会議） … 随時
 - ・弁護士会と児相との勉強会（全県）（児童虐待における法的措置に関する勉強会） … 3/15予定
 - ・医療機関との連絡会 3月開催予定

(※1) 要保護児童対策地域協議会とは・・・

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るために、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行うネットワーク。平成16年児童福祉法の改正により設置。

主な構成メンバー：警察署、教育委員会、小学校長会、中学校長会、法務局、東部医師会、児童相談所、民生児童委員協議会、市町母子保健部門、弁護士会、C A P T A（※2）、市町要対協事務局

(※2) C A P T Aとは・・・

特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取=C A P T A
(Child Abuse Prevention Tottori Association)。

②保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成（職員等の資質向上）

- ・児童福祉司任用資格認定研修の実施（全県）

対象者：市町村の要対協の職員、保健師、保育士、児童養護施設等の職員

児童福祉司任用資格認定研修実績（平成21～28年度）

年度	参加者	認定者	うち市町村修了者
21	46人	35人	6人
22	50人	27人	7人
23	53人	20人	7人
24	49人	19人	8人
25	60人	20人	6人
26	45人	11人	3人
27	34人	17人	9人
28	54人	30人	11人
計	391人	179人	57人

※修了者には児童福祉司任用認定資格を認定（児童福祉法第13条）

・児童相談所新規採用職員及び新任職員研修（全県）

対象者：児童相談所に新規採用となった職員や新任職員

内 容：児童相談所の業務や児童相談所運営指針について研修実施。回数3回

・職員向け研修

○児童福祉関係機関職員研修

(1) 「非行問題への対応について」（全県）1日間

対象者：児相職員25人、施設職員7人

内 容：非行問題への対応について、事例を通してケースワークのあり方、法的な基礎知識を学ぶ。

(2) 「勇気づけの子育て」（東部圏域）1日間

対象者：児相職員15人、施設職員10人、里親12人

内 容：子どもを「勇気づけながら育てる」とはどういうことか、アドラー心理学に基づいた講義と演習を通じて学ぶ。

・県内外研修への積極的参加

子どもの虹情報研修センター等の県外研修（非常勤を含む全職員原則1回以上）

と県内研修への積極的参加により、適切なケース支援をするための知識と技能を修得。

③児童虐待発生からフォローアップによる切れ目ない対応と支援（28年4～12月）

- ・鳥取県弁護士会と契約し法的対応への相談を実施 相談件数16件（全県29件）

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・東部圏域要保護児童等に係る関係機関連絡会の出席者がこれまで市町要対協担当者、警察関係者、児相であったが、市町教育委員会担当者を新たに参集することとした。

ウ 成 果

- ・支援が必要なケースについて、市町要対協を活用しての支援会議の開催が活発になり、情報の共有や協働しての対応が増えた。
- ・要保護児童等に係る関係機関との意見交換の機会を広げ、各機関の業務や役割について相互理解を深め、連携を強化することができた。

工 課 題

- ・各市町村の児童福祉司任用資格認定研修については、全市町村担当者等の受講には至っていない。児童福祉法の改正により、要対協へ専門職配置が義務化（平成29年4月1日施行）されることになるため、引き続き全市町村に児童福祉司任用資格認定者をおき、児童養育支援と児童虐待対応を適切に実施できるようにする必要がある。
- ・研修を受講した市町児童虐待担当者が数年で異動して担当職員の資質向上や維持が難しい。当所の研修継続と併せ、圏域児相の開催する研修への全県域参加も促していく。
- ・各市町は要保護児童等の第一義的な相談窓口であるが、要対協を活用した取り組みに温度差があるため、今後も情報共有しながら役割分担し連携して適切なケース支援が必要である。
- ・児相職員の異動もあり、職員の資質向上・維持が難しい。
- ・虐待通告が昨年と比較し微減傾向にあるが、通報対応（虐待事実の確認）に要する時間は増加し、虐待を認定するケースの割合は増加している。結果、虐待した保護者及び被虐待児童への支援のため、職員の恒常的な時間外勤務が続いている。このため組織内の業務の見直しや市町村等との協働と分担を図る必要がある。
- ・虐待対応業務では、介入を拒む保護者との折衝が頻繁で、対応職員の精神的疲労（感情疲労）が激しい。職員のメンタルケアへの支援も継続して必要。
- ・児童を被害者等とする事案について、聴取面接の重複による児童の心理的苦痛等の回避や児童の供述の信頼性の確保等の観点から検察、警察、児相の連携強化が求められており、「被害事実確認面接（司法面接）」の手法を児相職員が習得することが必要。

事 業 名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	一般財源	そ の 他
児童相談所職員等連携強化研修				
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う (3-3-1) DV対策、児童・母子（父子）対策 ④児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。			
政 策 項 目				

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目 的

全県の市町村児童家庭相談担当職員、児童福祉施設職員、里親及び各相談支援機関職員等を対象に、子育て支援の具体的な方法（親への暴力以外のしつけの方法の指導等）のスキルアップを目的とする。

(イ) 事業の実施状況

①とりO(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～（以下、とりO(まる)子育てという；旧名：DKT（どならない子育て練習法））講座の開催

暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す「被虐待児の保護者支援」のトレーニングプログラムであるとりO(まる)子育て講座を、所内新任職員、里親等に対して実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
所内職員研修会	H28.5.13～ H28.7.6	所内新規職員等	5人 (32人)	15回 (1回2時間)
里親向けとりO(まる) 子育て講座	H28.7.6～ H28.10.31	里親及び里親支 援専門相談員	6人 (40人)	11回 (1回2時間)

②とりO(まる)子育て研修会の開催

とりO(まる)子育てを紹介することで、暴言や暴力を使わず子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつける方法を伝える、とりO(まる)子育てのスキルが地域に普及することを目的して、市町職員、児童福祉施設職員等に対して実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
H28.12.5 及び H28.12.21	市町村職員、児童福祉施設職員等	17人 (33人)	2回 (1回6時間)

③とりO(まる)子育てトレーナーのフォローアップ研修の開催

とりO(まる)子育てトレーナーとしてのスキルアップを目的として既にとりO(まる)子育てトレーナー資格を有する者を対象に、所内職員研修に併せてフォローアップの研修会を開催した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
H28.9.14～ H29.1.11	市町職員、児童福祉施設職員、里 親等でとりO(まる)子育てのト レーナー資格を有する者	6人 (27人)	7回 (1回2時間)

④各種研修会への出講

とりO(まる)子育てのスキルが地域に普及することを目的として市町、児童福祉施設及び各相談支援機関から依頼のあった研修会に講師として出講し、とりO(まる)子育てのエッセンスを伝えた。

実施内容	実施期間	対象者	参加人数	開催回数
鳥取市家庭教育相談員 出張公開講座	H28.6.18	保育所職員等	80人	1回
第2回里親スキルアッ プ研修会	H28.8.18	里親等	20人	1回
みやこ保育園職員研修 会	H28.8.24	保育園職員等	17人	1回
鳥取市小学校PTA連合 会研修大会	H28.9.3	小学校教員等	60人	1回
ファミリーホームマザーズ パーク職員研修	H28.9.16	ファミリーホー ム職員、里親等	8人	1回
東部地区中学校高等学 校連絡会研修会	H28.11.18	中学校、高等学 校教員等	45人	1回

イ 平成28年度の事業実施に当たり、改善等に取り組んだ点

- ・とり〇（まる）子育てトレーナーフォローアップ研修については、所内職員研修に併せて開催することで、効率的かつ効果的にトレーナーのフォローアップができた。
- ・とり〇（まる）子育て研修会を企画実施し、とり〇（まる）子育ての一層の地域への普及に向け取り組んだ。

ウ 成 果

- ・これまでの取り組みにより地域にとり〇（まる）子育てが普及しつつあり、今年度は地域からのとり〇（まる）子育て講師派遣依頼が多かった。
- ・所内職員研修会は新規職員が保護者及び児童を支援するためのスキルを学習する機会とすることができた。また一時保護児童の行動観察や児童面接技術の修得にも資するものとなった。
- ・里親向けとり〇（まる）子育て講座では、家庭的養護の子育て技術の向上を図るとともに、里親トレーナーが講座を進行し、その鍛成の機会となった。今後里親が単独でとり〇（まる）子育て講座を実施していくよう支援した。

エ 課 題

- ・とり〇（まる）子育ての地域への一層の普及を図る上では、とり〇（まる）子育てグループ講座を市町、児童福祉施設、里親会等が単独で開催していけるよう支援する必要がある。
- ・今年度はプログラムの著作権問題により、とり〇（まる）子育て講座トレーナー養成研修会を実施することができなかった。今後、市町や施設等が単独でとり〇（まる）子育て講座を実施できるよ、市町や施設の職員を対象にしたとり〇（まる）子育てトレーナー養成研修会を、継続的に実施することが必要である。
- ・併せて養成したトレーナーがとり〇（まる）子育て講座を行う技術を維持し、一層向上させることを図るためにトレーナーフォローアップ研修会も継続的に開催し、トレーナーのスキルの維持と向上を図るための支援を行うことが必要である。
- ・トレーナー間で情報交換や実践報告を行える連絡協議会を設け、一層の地域への普及を促進することが必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業	920			920
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う (3-3-1) DV対策、児童・母子(父子)対策 ④児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。			
政策項目				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的	子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、保護者等の不安の軽減を図る。			
(イ) 事業の実施状況				
①とりO(まる) 子育て講座の開催				
実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
一般グループ講座	H28.9.14～ H29.1.11	一般希望者及び継続相談している保護者	3人 (21人)	8回 (1回2時間)
個別対応講座	年度内で適宜実施	当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	7人 (41人)	30回 (1回2時間)
②とりO(まる) 子育てフォローアップグループ「子育てハートルーム」の開催				
保護者のとりO(まる) 子育て受講の効果が低減していくことを防ぐため、とりO(まる) 子育てのフォローアップをしつつ、養育力の更なる向上に向け支援することを目的として実施した。				
実施期間	対象者		実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	とりO(まる) 子育てを修了しフォローアップグループへの参加を希望する保護者		21人 (90人)	18回 (1回2時間)
③セカンドステップ(※)				
実施期間	対象者		実人員 (延べ人員)	開催回数
H28.11月～ H29.3月末 月2回	当所で継続指導する児童、里親委託した児童で、家庭生活や学校等の集団適応力の向上に取り組めると考えられる児童		3人 (10人)	10回 (1回90分)
※セカンドステップ：子どもの集団適応の向上を支援することを目的とした、子どもの暴力防止に役立つソーシャルスキルを教育するプログラム。				

④コンカレントプログラム（※）

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
H28.11月～ H29.3月末 月2回	当所、女性相談課、市町及び児童福祉施設が支援中の児童で、DV目撃の経験があり、かつその環境から離脱しており、本プログラム受講により治療的効果が得られることが見込まれる者及びその母親	3人 (5人)	7回 (1回2時間)

※コンカレントプログラム：DVに曝された母子に同時並行的に参加するプログラムを提供し、子どもの回復と母親の子どもへのサポートの向上に向け支援することを目的とするプログラム。

⑤一時保護所虐待予防教育プログラム（※）

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
年度内適宜実施	所内一時保護児童で、家庭生活や学校等の集団適応力の向上に取り組めると考えられる児童	11人 (14人)	8回 (1回1時間)

※一時保護所虐待予防教育プログラム：虐待等の影響を受けて自己効力感が低下した保護児童に対し、一時保護解除前に適切な心理教育を行い、自尊心低下の改善と適切な援助依頼を促し、児童の安全性を高める入り口とするためのプログラム。

イ 平成28年度の事業実施に当たり、改善等に取り組んだ点

①とり〇（まる）子育て講座

- ・未受講のセッションがある場合は個別対応や補講を行い、修了者を増やした。
- ・習得の困難さや理解不足になる可能性のある保護者に対しては、個別対応に切り替えることで、保護者がとり〇（まる）子育てを習得することができた。
- ・とり〇（まる）子育てフォローアップグループでは、従来の支援内容に加え、親自身の自己勇気づけのワークや、マインドフルネスなどのリラクゼーションやストレスマネジメントに関する講座を実施し、総合的に保護者の養育力向上を図るべく内容の充実を図った。

②セカンドステップ関連事業

- ・対象児童を小学校中学年から高学年の児童とし、児童の年齢と特性に応じて習得可能なテーマを選定し、児童が容易に習得できるよう努めた。また、子ども同士の交流やコミュニケーションの様子を観察するレクリエーションでは、遊びの要素を取り入れて、行動観察を行った。

③コンカレントプログラム及び一時保護所虐待予防教育プログラム

- ・今後の継続実施を目指し、今年度新たに本事業に組み込んだ。

ウ 成 果

- ・とり〇子育て講座を修了した保護者はとり〇子育てフォローアップグループで受け入れ、孤立化を防ぎ、継続した子育て支援を行う流れができた。

エ 課 題

- ・子どもの集団適応力の向上と子どもの暴力防止を促進させるために、個別的に継続相談している児童とともに、里親委託した児童を対象としたセカンドステップ講座を継続実施する必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
一時保護所費	29,678	3,255	26,423	
将来ビジョン				
政策項目				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

保護者の虐待などにより緊急に児童を保護する必要がある場合（緊急保護）、適切かつ具体的な処遇指針を定めるために行動観察する必要がある場合（行動観察）、一時保護所で短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導を必要とする場合（短期入所指導）に、当センターの一時保護所に一時保護、または児童福祉施設、里親等に一時保護委託を行った。

(イ) 事業の実施状況（12月末現在）

	平成27年度	平成28年度
一時保護所		
保護児童数(人)	94	49
施設入所日数(日)	352	210
延べ保護日数(人・日)	1,299	529
委託一時保護		
保護児童数(人)	134	122
延べ保護日数(人・日)	1,940	1,363

※27年度は3月末現在

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 各居室に開所当時から設置されていた2段ベットについては、これまで非行などの児童が上段から飛び降りたり、年少児童がはしごを登るなど危険な状況があることなどから、撤去し安全の確保や生活空間の拡大を図った。
- 一時保護所の処遇については外部から見えにくく、関東地方の一時保護所で児童の権利侵害に当たる事案もあり、他県の第三者評価項目を参考に自己評価を行い職員の意識や、支援の共通認識を図った。
- これまで一時保護所を利用し施設に入所している児童や在宅の児童に対し訪問面接を行い一時保護後の生活の様子などの観察を行った。

ウ 成果

- ベットを撤去したことにより、安全の確保や生活空間が広がった。
- 自己評価を行ったことにより、職員間の共通認識やマニュアルなど不足している箇所がわかり改善を行った。
- 退所児童を経過観察することにより、保護所での支援の振り返りや現在の様子を観察することができた。

エ 課題

建物の老朽化にともない逐次トイレの金具やバルブなどの改修を行っているが、建物全体の整備計画を行う必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	2,936		2,936	
将来ビジョン	<p>V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う</p> <p>(3-3-1) DV対策、児童・母子(父子)対策</p> <p>③ DV被害者への緊急保護支援・一時保護施設の充実や、DV被害者に対する就労、住居の確保等の必要な支援の充実を図る一方で、DV加害者の再発防止対策を進め、DV被害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。DV加害者に対する民間支援団体等を支援するとともに、協働・連携してDV対策を推進します。</p>			
政策項目				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
地域・学校等でDVの予防啓発活動及び相談支援が行えるDV予防啓発支援員(以下「支援員」)を養成し、支援員が専門的かつ円滑に活動できるようフォローアップ研修及び連絡会を開催することにより、県内のDV予防啓発体制をより強化する。				
※H22、23年度養成講座を開催し、101人が受講、うち74人が支援員登録。				
※派遣可能な支援員が増加せずH27年度から支援員養成研修を再開。				
(イ) 事業の実施状況				
支援員養成研修の開催、支援員の活動支援及びフォローアップ研修開催				
① 支援員養成研修 (委託事業)				
委託先: NPO法人レジリエンス 受講者: 29人 (H28.6.25) うち新規登録 12名				
② 支援員の活動支援				
・データDV等予防学習会へのファシリテーター派遣				
【データDV予防学習会等への支援員派遣実績】				
平成24年度	72回(高等学校16校)			
平成25年度	90回(高等学校18校、特別支援学校2校、中学校1校、地域(職域・地区等)3回)			
平成26年度	92回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校) 地域 1回			
平成27年度	80回(高校14校・特別支援学校2校・専修学校3校・中学校分校1校)			
平成28年度	92回(高校17校・中学1校・特別支援学校1校・専修学校2校)			
・フォローアップ研修				
全県、東・中・西部各圏域毎に研修会を実施 (全県1回、東部2回、中部1回、西部1回)				
・連絡会の開催(H28.12月末現在 登録者97名)				
県連絡会年1回、各圏域連絡会隔月開催				

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・鳥取大学、人権擁護委員会の協力により養成研修に学生、委員の参加を得た。
- ・派遣協力可能な支援員確保のため、新規登録にあたり学校での予防学習の見学を必須とし、DV予防学習会のイメージを持ちやすくするようにした。
- ・支援員の意見を聞きながらDV予防啓発用の学習教材を作成し、支援員の自主練習会や連絡会等で練習を実施した。

ウ 成 果

- ・データDV予防学習会等への支援員派遣が高校以外に特別支援学校や専修学校に拡大している。

エ 課 題

- ・97名の登録支援員のうち実際に派遣要請に応じられる支援員が10数名と限られ、派遣要請に応じられる支援員の養成を継続して実施していくことが必要である。
- ・早期の予防学習が重要で中学校での取組も必要と考える。できれば担任など教職員による予防学習の取組が望まれる。

7 収入証紙取扱額調べ
該当なし

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

(平成28年12月31日現在)
(単位:円)

目	收 入 科 目 節	細 銘	件 数	調定金額	收入済額	不納欠損額	收入未済額	根拠法令名等	備 考
民生費負担金	児童福祉費負担金	児童措置費負担金	1,486	9,100,289	1,684,400	0	7,415,889	児童福祉法	
	喜多原学園費負担金		65	553,000	249,600	0	303,400	児童福祉法	
	皆成学園費負担金		47	521,600	42,400	0	479,200	児童福祉法	
	計(節)		1,598	10,174,889	1,976,400	0	8,198,489		
	目 計		1,598	10,174,889	1,976,400	0	8,198,489		
	合 計		1,598	10,174,889	1,976,400	0	8,198,489		

(2) 使用料

目	收 入 科 目 節	細 銘	件 数	調定金額	收入済額	不納欠損額	收入未済額	根拠法令名等	備 考
行政財産使用料	行政財産使用料	看護協会使用料	1	80,650	80,650	0	0	鳥取県行政財産 使用料条例	
		職員駐車場	54	1,143,000	1,143,000	0	0	"	
	計(節)		55	1,223,650	1,223,650	0	0		
	目 計		55	1,223,650	1,223,650	0	0		
	合 計		55	1,223,650	1,223,650	0	0		

(3) 手数料
該当なし

(4) 財産収入
該当なし

(5) 諸収入

(平成28年12月31日現在)
(単位:円)

目	取入節	科目	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
雑入	文書複写費用	公文書開示請求に係る公文書複写費用	1	170	170	0	0		
	婦人一時保護委託料返納 (平成27年度支払分)	婦人一時保護委託料返納 (平成27年度支払分)	1	15,460	15,460	0	0		
	相談援助実習生受入による実習委託金	相談援助実習生受入による実習委託金	2	84,000	84,000	0	0		
	目計	目計	1	99,630	99,630	0	0		
	合計	合計		99,630	99,630	0	0		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況
(平成28年12月31日現在)
(単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備考
児童福祉費負担金	149,600	児童措置費負担金
合計	(29件)	

イ つり銭の状況
該当なし

9 収入未済額調べ

(平成28年12月31日現在)
(単位:円)

収入科目 目	区分 節	細節	過年度分				現年度分				収入未済額 額計 A+B	未収理由	
			前年度以前 からの繰 越額	左のう ちの收 入済額	不納 欠損 額	収入 未済額 A	収入未済額の調定年度内訳		調定額	収入済額	収入 未済額 B		
							25年度 以前	26年度					
民生費 負担金	児童福祉費 祉費負担金	児童措置費 負担金	6,749,189	614,800	0	6,134,389	3,381,239	1,216,450	1,536,700	2,351,100	1,069,600	1,281,500	7,415,889
	多原費 負担金	学園費 負担金	314,200	36,100	0	278,100	278,100	0	0	0	238,800	213,600	25,300
	皆成学 園費負 担金	皆成学 園費負 担金	369,300	2,600	0	366,700	186,200	154,400	26,100	152,300	39,800	112,500	479,200
計(節)			7,432,689	653,500	0	6,779,189	3,845,539	1,370,850	1,562,800	2,742,200	1,323,000	1,419,300	8,198,489
目 計			7,432,689	653,500	0	6,779,189	3,845,539	1,370,850	1,562,800	2,742,200	1,323,000	1,419,300	8,198,489
合 計			7,432,689	653,500	0	6,779,189	3,845,539	1,370,850	1,562,800	2,742,200	1,323,000	1,419,300	8,198,489

10 未収金回収促進のための取組状況調べ

収入科目及び金額		目	節	細 節 (又は種別)		収入未済額 (円)		
		民生費負担金	児童福祉費負担金	児童措置費負担金		7,415,889		
債権管理事務取扱要領の作成の有無 (未作成の場合、その理由)			・作成済 (H26年3月改正) ・未作成					
債権分類の実施 (債務者毎に分類を行っているか) (分類状況が分かる資料を添付すること。)			・実施済 ・未実施 (未実施の場合、その理由)					
区分	相手方	相手方の状況	実人 数	督促状 発 行	催 告	臨 戸 訪 問	分納 人數	回収 委託
現 年 度 分	個人	A	0人	0人	・嬉 0人 ・電話 0	0人	0人	0人
	個人	B	5	5	・嬉 5 ・電話 1	4	5	0
	個人	C	5	5	・嬉 5 ・電話 2	1	2	0
	個人	D	12	12	・嬉 12 ・電話 0	0	0	0
過 年 度 分	個人	A	4		・嬉 4 ・電話 3	1	4	0
	個人	B	8		・嬉 8 ・電話 5	5	8	0
	個人	C	7		・嬉 7 ・電話 4	0	4	0
	個人	D	18		・嬉 10 ・電話 0	0	4	8
(上記以外の取組) 負担金徴収会議を毎月開催し、未収額の確認と、滞納者への対応協議等を行っている。								
(取組の効果) 所長、総務課、児童相談課の職員が参考し、債務者ごとに担当を決めて対応方針を協議することにより、債権分類を行い、債務者の情報共有、事務員と福祉司と交渉の分担により未収金の回収に努めている。								

1 1 不納欠損額調べ
該当なし

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ
(1) 負担金

(平成28年12月31日現在)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支 出 先	負担率	支 出 年 月 日	支 出 金 額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備 考
婦人福祉費 新規以外のもの						22,000		
目　　計						22,000		
児童福祉総務費 新規以外のもの						14,000		
目　　計						14,000		
合　　計						36,000		

(2) 補助金
該当なし

(3) 交付金
該当なし

(4) 委託料

(平成28年12月31日現在)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等			支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間	年月日 (契約保証金 納付等年月日)	支出区分	支出年月日	金額			
				変更契約 (最終)	契約年月日	契約期間	履行検査 年月日						
社会福祉総務費 精神衛生費	単県	鳥取県保健福祉 祉相談センタ 一庁舎等清掃 業務	米子市東福原 5-5-10 東亜建物管理 (株)	16,845,000	(27.3.16) 11,275,200	27.4.1 ~ 30.3.31	(27.3.11) 外 免除	精	28.5.17 外	2,505,600	文書ID : 15- 001177900		
社会福祉総務費 精神衛生費	単県	鳥取県保健福祉 祉相談センタ 一構内植栽管 理業務	鳥取市吉成南 町1丁目25番 29号 (株) 渡辺造 園	675,000	(28.4.1) 648,000	28.4.1 ~ 29.3.31	(28.3.16) 外 免除	精	28.7.19 外	346,680	文書ID : 15- 001179491		
社会福祉総務費 精神衛生費	単県	鳥取県保健福祉 祉相談センタ 一空調関係設 業務	鳥取市千代水 1丁目22番地 2 三和商事(株)	475,200	(28.4.1) 475,200	28.4.1 ~ 29.3.31	(28.3.10) 免除	精	28.7.7 外		社 214,144 精 132,536		
社会福祉総務費 精神衛生費	単県	鳥取県保健福祉 祉相談センタ 一構内除雪業 務	鳥取市數津2 番地2 (株)原田建設 務	@38,500円/ h ほか	(28.12.1) @25,920円/ h ほか	28.12.1 ~ 29.3.31	(28.11.28) 免除	精			文書ID : 16- 00118517		
予定価格が20万 円未満のもの											287,692	社 213,322 精 74,370	
目計											3,139,972	社 1,975,226 精 1,164,746	

※表中、「社」は社会福祉総務費で支出したもの（福祉相談センター一分）
「精」は精神衛生費で支出したもの（精神保健福祉センター一分）

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約		入札等年月日 (契約年月日) (契約保証金 納付等年月日)		完了年月日 支出区分 支出行年月日 履行検査年月日		支出の状況 金額		備考
				予定価格	契約額 (最終)	契約年月日	契約期間	契約年月日	契約形態	精	28.5.25 外	
				変更契約	契約額 (最終)	契約年月日	契約期間	契約年月日	契約形態	精	28.5.25 外	
婦人福祉費	国補 十 単県	D V被害者支援一時保護委託	民間団体シェルター等	基準単価	(28.4.1) ②7,730/日 外	28.4.1 ~ 29.3.31	(一) ~	28.4.30 免除	精	28.5.25 外	2,143,260	
婦人福祉費	単県	鳥取県DV予防啓発支援員養成研修修業委託	東京都渋谷区神宮前4-14-11 9-110A	707,400	(28.4.27) 707,400	28.4.27 ~ 28.8.3	(28.4.20) 免除	28.7.26 精	28.8.30	707,400	文書ID:16-00014820	
婦人福祉費	単県	特定非営利活動法人レジリエンス	東京都港区赤坂2丁目23番1号	30,024,000	(27.3.10) 22,161,600 +食材費	27.4.1 ~ 30.3.31	(27.2.20) 免除	28.4.30 外	精	28.5.19 外	2,262,030	文書ID:15-00179494 児童福祉総務費記載の契約と同一である
婦人福祉費	単県	一時保護所給食業務委託	(株)メフォス	(単価契約)	(一) ~	~	総合一般	28.5.2外				文書ID:15-00174556 児童福祉総務費記載の契約と同一である
婦人福祉費	単県	一時保護児童等学習支援委託	鳥取市東町3丁目184番地 (株)ビーフリ	②2,590/h	(28.4.1) ②2,200/h	28.4.1 ~ 29.3.31	(28.3.15) 免除	28.4.30 精	28.5.23 外	29,412	文書ID:15-00174556 児童福祉総務費記載の契約と同一である	
予定価格が20万円未満のもの 目計											0	
											5,142,102	

予算科目 (目)	委託料の名称 国補 単県 別の別	委託契約の 相手方	当初契約		入札等 年月日		完了 年月日		支出の状況		備考
			予定価格	契約年月日 変更契約(最終)	契約年月日	契約期間 契約額	支出行年月日	支外出年月日	金額		
						(契約保証金 納付等年月日)	履行検査年月日	契約形態			
児童福祉費	一時保護委託 国補 + 单県	鳥取市立川町5 -417 鳥取こども学 園	基準単価 @1,610/日 外	(28.4.1) ~ 29.3.31	28.4.1 ~ 29.3.31	(一) 免除	28.4.30 外	精 外	28.6.8 外	7,433,860	
児童福祉費	児童福祉等に 係る弁護士総 合相談援助事 業	鳥取市東町2丁 目221 鳥取県弁護士 会	600,000 600,000	(28.4.1) ~ 29.3.31	28.4.1 ~ 29.3.31	(一) 免除	隨	精 外	28.5.30 外		文書ID : 15 -00179581
児童福祉費	未成年後見人 選任申立てに 係る代理人契 約	鳥取市西町1丁 目101番地西町 バンクビル2階 鳥取市民総合 法律事務所	成功報酬 108,000 +実費	(28.4.1) ~ 業務完了	(28.4.1) ~ 108,000 +実費	(一) 免除	28.8.12 隨	精 外	28.9.12 外	118,951	文書ID : 16 -00071464
児童福祉費	一時保護所給 食業務委託 (株)メフオス	東京都港区赤 坂2丁目23番1 号	30,024,000 +食材費 (単価契約)	(27.3.10) ~ 30.3.31	(27.2.20) ~ 30.3.31	(一) 免除	28.4.30 外	精 外	28.5.19 外	3,698,278	文書ID : 15 -00179494 婦人福祉費 記載の契約 と同一

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等			支出の状況			備考
				予定価格	契約年月日	契約期間	年月日 (契約保証金 納付等年月日)	支出区分	支出行年月日	金額			
				変更契約 (最終)	契約年月日	契約期間	履行検査 年月日						
児童福祉費	単県	一時保護児童等学習支援委託	鳥取市東町3丁目184番地 (株)ビーフリ	@2,590/h ②2,200/h	28.4.1 ~ 29.3.31	28.3.15 契約期 間	28.10.31 精 算 年 月 日	外	28.11.30 精 算 年 月 日	67,878	文書ID: 15 -00174556 婦人福祉費 記載の契約 と同一		
			一	()	~	~	28.11.8 外			0			
		予定価格が20万 円未満のもの											
		目計								11,318,967			
		合計								19,601,041			

13 工事請負費調べ
該当なし

14 財産に関する調査
 (1) 公有財産
 ア 土地

行政・普通財産の区分等	機関名又は施設名	所 在 地	前 年 度 末 面積 (m ²)	価額 (円)	増減別	異動日	本 年 度 異動状況 面積 (m ²)	価額 (円)	増減理由	登 記 年月日	面積 (m ²)	価額 (円)	差 引	備 考
行政 財産	福祉相談センター	鳥取市江津 318-1	7,740.59	不明	增加 減少	H H				H	7,740.59	不明		
	計		7,740.59								7,740.59			

イ 建 物

行政・普通財産の区分等	機関名又は施設名	所 在 地	前 年 度 末 面積 (m ²)	価額 (円)	増減別	異動日	本 年 度 異動状況 面積 (m ²)	価額 (円)	増減理由	登 記 年月日	面積 (m ²)	価額 (円)	差 引	備 考
行政 財産	福祉相談センター (本館)	鳥取市江津 318-1	1,544.76 (2,5517.56)	790,262,350	増加 減少	H H				H	1,544.76 (2,517.56)	790,262,350		
	福祉相談センター (車庫)	鳥取市江津 318-1	80.00 (112.50)							H	80.00 (112.50)			
	福祉相談センター (自転車置場)	鳥取市江津 318-1	12.89 (21.00)							H	12.89 (21.00)			
	福祉相談センター (ハートフル駐車場)	鳥取市江津 318-1	23.31 (38.00)	(設計) 993,600 (工事) 8,002,800						(38.00)	23.31 (38.00)	(設計) 993,600 (工事) 8,002,800		H27.3.13 完成
	計		1,660.96 (2,689.06)	799,258,750 (2,689.06)							1,660.96 (2,689.06)	799,258,750 (2,689.06)		

(注) 建物面積の()内は精神保健福祉センター部分を含む全体面積。

ウ 山 林 該当なし

工 動 産（船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機） 該当なし

才 物 権 該当なし

力 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等） 該当なし

キ 有価証券 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成28年12月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 120,428	円 257,600	円 247,474	円 130,554	
収入印紙	800	0	0	800	
収入証紙	0	0	0	0	
タクシークーポン券	0	0	0	0	
鉄道バスプリペードカード	0	0	0	0	
合 計	121,228	257,600	247,474	131,354	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成28年12月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使 用 枚 数 及 び 金 額	
21 枚	0 枚	0 枚 0 円	21 枚

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(平成28年12月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	賃付(使用許可)期間	賃付(使用料)(円)		備考
							単価	本年度の賃付(使用)料	
行政財産	公用車駐車場	鳥取市江津318-1	75m ²	H28.4.1	H18.6.1	H28.4.1～H29.3.31	80,650	80,650	鳥取市江津318-1 基準額@1,613 社団法人鳥取県看護協会
計								80,650	
合計								80,650	

イ 建物
該当なし(2) 物品
該当なし16 借受不動産明細調べ
該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅
該当なし

(2) 職員駐車場
ア 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積 (m ²)	賃付(使用)料(月額) (円)
行政財産	鳥取市江津318-1	12.5	3,000
普通財産	なし		

(平成28年12月31日現在)

イ 動態状況
(行政・普通財産)

月別	前月末	当月減 うち減免	当月増 うち減免	当月末		調定額	収入済額	収入未済額
				人	人			
4月	45人	6人	4人	43人	人	129,000円		
5月	43人			43人		129,000円		
6月	43人			43人		129,000円		
7月	43人		1人	44人		132,000円		
8月	44人	1人		43人		129,000円		
9月	43人	1人		42人		126,000円		
10月	42人	1人		41人		123,000円		
11月	41人			41人		123,000円		
12月	41人			41人		123,000円		
1月								
2月								
3月								
合計						1,143,000	1,143,000円	0円

(平成28年12月31日現在)

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ
該当なし

19 寄附物件の受納状況調べ

(平成28年12月31日現在)

品名	規格、銘柄等	数量	見積金額	寄附申込年月日	寄附申込者	受納年月日	受納手続の有無	備考
ブルーレイHDD	DMR-BRW1010	1台	49,900円	H28.4.1	個人	H28.4.1	有	
車いす (自走式)	NEOシリーズ	1台	67,000円	H28.12.9	(株)光和電工	H28.12.9	有	
車いす (介助式)	NEOシリーズ	1台	67,000円	H28.12.9	(株)光和電工	H28.12.9	有	
合計		3台	183,900円					

20 備品の処分状況調べ
該当なし

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成 年 月 日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
公用車	1台	リース車両(42,736円)	損傷 H28.8.13 午後6時頃	鳥取市下段	家庭訪問し、敷地から道路へ進入しようとしたところ、右後部ドア下部分をコンクリートブロックに接触させ、損傷させた。	H28.8.13	賠償責任なし
合計	1台						

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個数
28年5月13日 ～ 28年8月23日	・有 ・無		

○意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等
なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等
なし

2.2 職員旅費の執行状況調べ

注1 旅費システムの旅行命令簿：完結分（全表示）のデータをベースにして作成すること。
2 平成28年12月1日以後に出発した一般旅行を対象とすること。

(1) 旅行時の事前承認

旅行総件数	旅費システムで発令日が出发日より遅い件数①	①のうち履歴で事前承認が確認できた件数②	①のうち②以外で緊急等特別な理由があつた件数③	特別な理由もなく事前承認がされていない件数(①-②-③)	備考
48	0				

(2) 旅費概算払の精算等

ア 概算払の精算が旅行完了日の翌日から2週間以上経過しているもの（零精算を除く）………
イ 精算払が旅行完了日の翌日から30日以上経過しているもの……………
（48件中3件）

(3) 旅費の計算

用務先	旅行期間	用務内容	支出金額	備考
デンマーク牧場（静岡県） （ほか3か所）	H28.12.1～12.5	関係者会議・児童面接など	65,514円	児童相談課 伊藤係長
国立保健医療科学院 (埼玉県)	H28.12.6～12.9	平成28年度短期研修「婦人相談所等指導者研修」	39,140円	女性相談課 白岩社会福祉主任
主婦会館プラザエフ (東京都)	H28.12.10～12.11	ファシリテーター養成研修in東京2016-17	16,760円	女性相談課 青砥社会福祉主任

注1 県外の宿泊を伴う旅行から支出金額の多い順に5件選定して記載すること。

2 複数の職員が同一の旅行を行っている場合は、支出金額が多いものを1件記載すること。

(4) 旅費の適正執行の取組状況等

往復割引切符の利用徹底の周知、同一地域内旅費の支給についての計算確認の徹底、事前同及び遠やかな復命の徹底を行った。
注 平成27年度決算に係る定期監査結果報告書の重点事項に係る監査意見を踏まえた取組状況等を記載すること。

児童相談所個別事項

2.3 当該年度における事業の概要

- (1)児童虐待防止対策事業
主な事業に関する調べ（定期監査調書3～5ページ）に記載。
- (2)児童相談所職員等連携強化研修
主な事業に関する調べ（定期監査調書5～7ページ）に記載。
- (3)福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業
主な事業に関する調べ（定期監査調書8～9ページ）に記載。
- (4)一時保護所事業
主な事業に関する調べ（定期監査調書10ページ）に記載。

2.4 管轄区域とその状況

（単位：km²、世帯、人）

区分	区域内の状況				備考
	面積	世帯数	人口	対象児童数	
鳥取市	765.4 km ²	75,941 世帯	193,717 人	31,306 人	
岩美郡	122.4 km ²	3,993 世帯	11,485 人	1,598 人	
八頭郡	630.6 km ²	9,117 世帯	27,408 人	3,733 人	
合計	1,518.4 km ²	89,051 世帯	232,610 人	36,637 人	
全県	3,507.1 km ²	216,894 世帯	573,441 人	87,527 人	
区域の全県に対する割合(%)	43.3 %	41.1 %	40.6 %	41.9 %	

（注）世帯数、人口、対象児童数については、平成27年10月1日現在。

25 経路別・相談別受付件数調べ

(単位:件) (平成28年12月31日現在)

区分		都道府県・指定都市・中核都市		市町村		児童福祉施設・指定医療機関		児童家庭支援センター		警察		家庭裁判所		保健所・医療機関		学校等		里親委員会		児童・親戚		近隣住民		その他		再掲				前年度同期実績			
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他の事務所	児童委員	保健センター	その他の所	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	警察	裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学年	幼稚園	学年	教育委員会	親	親	知人	本他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談	前年同期実績			
養護相談	児童虐待相談	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	14	1	0	0	25	0	0	0	0	13	
	その他の相談	8	0	0	2	0	0	0	14	3	25	0	0	16	0	0	4	0	16	0	0	0	66	31	4	15	204	2	10	0	31	277	
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0		
	知的障害相談	3	38	0	0	0	0	0	0	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0	0	1	216	0	0	7	0	196	
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	0	2	4	
非行相談	ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	9	0	0	2	15	0	0	0	2	20	
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	13	
育成相談	性格行動相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	65	1	0	0	70	0	0	0	23	55
	不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	1	0	16	0	0	0	5	21	
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
その他の相談		1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	2	0	0	0	3	0	0	0	23	4	21	14	74	0	0	0	58	63
合 計		12	38	0	2	0	0	0	35	4	28	0	1	34	3	0	4	0	24	0	0	0	353	37	26	33	634	2	10	7	121	676	

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

26 年齢区分別・相談別受付件数調べ

(単位: 件) (平成28年12月31日現在)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護相談	児童虐待相談	3	1	1	0	2	1	0	2	2	2	3	1	2	3	2	0	0	0	0	25
	その他の相談	16	15	14	13	14	8	17	13	13	9	6	9	11	6	12	4	6	17	1	204
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
相談	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	知的障害相談	0	1	2	3	2	15	16	8	12	7	7	11	18	16	8	24	16	42	8	216
非行相談	兎犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	4	1	1	0	0	15
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	2	0	0	0	7
育成相談	性格行動相談	0	0	0	2	1	0	3	5	10	7	8	6	6	6	7	3	3	3	0	70
	不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	2	2	3	3	0	0	0	0	16
相談	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の相談		2	0	3	0	0	1	6	3	1	1	3	1	2	0	13	7	3	7	21	74
合 計		21	17	20	19	19	25	43	38	39	27	28	30	49	39	51	40	29	70	30	634

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

27 児童虐待相談状況調べ

(1) ○認定件数の推移

(単位：件) (平成28年12月31日現在)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件 数	19	12	29	23	15	22	35	85	26	34	25

○通告件数の推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件 数	40	42	44	81	79	103	114	181	128	219	89

(2) 虐待の内容別相談件数

(単位：件) (平成28年12月31日現在)

区 分	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
件 数	10	3	0	12	25

(3) 主たる虐待者

(単位：件) (平成28年12月31日現在)

区分	父		母		その 他	計
	実 父	実父以外	実 母	実母以外		
件 数	9	2	12	2	0	25

28 非行相談件数調べ

(単位：件) (平成28年12月31日現在)

区 分	窃 盗	家 出 (無断外泊)	乱 暴	不良遊戯・ 性的逸脱	金品持出	その 他	計	
ぐ犯行為 等相談	男	2	1	2	0	1	6	12
	女	0	1	0	1	0	1	3
触法行為 等相談	男	6	0	0	0	0	0	6
	女	1	0	0	0	0	0	1
合 計	男	8	1	2	0	1	6	18
	女	1	1	0	1	0	1	4

2.9 相談区分別対応件数調べ

(単位: 件) (平成28年12月31日現在)

区分		面接指導			児童福祉事務所	児童家庭支援センター指導・指導委託	訓戒	児童福祉施設		指定親	法第27条1-4家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	合計	未施設入所待機(再掲)	
		助言	継続	機関指揮				児童指導	通所							
養護相談	児童虐待相談	11	5	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	25	3 0
	その他の相談	131	24	3	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	19	24 0
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	言語発達障害等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0 0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0 0
	知的障害相談	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	4 0
非行相談	発達障害相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3 0
	ぐ犯行為等相談	7	3	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	16 2
	触法行為等相談	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3 4
育成相談	性格行動相談	39	26	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	68	9 0
	不登校相談	8	3	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	16	3 0
	適性相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1 0
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
その他の相談		57	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	16 0
合計		467	63	3	3	0	1	0	1	22	0	7	0	0	27	606 66 0

いじめ相談（再掲） 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0

30 児童福祉司等担当ケース件数

(単位:件) (平成28年12月31日現在)

区分	調査中	係属中	計
児童福祉司	62	286	348(87)
保健師	0	13	13(13)
児童心理司	4	22	26(7)
計	66	321	387(43)

(注) () 内は一人当たりの件数

31 一時保護児童数調べ

(単位:人) (平成28年12月31日現在)

区分	受付(年度中)				対応(年度中)							
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数
養護	2	17	8	4	1	1	2		18	9	31	410
障害												0
非行			2	1					1	2	3	26
育成		5	6	2			1		10	2	13	82
保健・その他		2			1				1		2	11
計	2	24	16	7	2	1	3	0	30	13	49	
延日数					30	2	18		346	133	529	

32 一時保護委託児童数調べ

(単位:人) (平成28年12月31日現在)

区分	委託(年度中)	委託解除(年度中)			
		警察等	児童福祉施設	里親	その他
児童数	122	0	90	26	6
延日数		0	1106	198	59

33 里親登録数及び委託児童数調べ

(単位:件) (平成28年12月31日現在)

区分	養育+専門	縁組	親族	合計
登録里親数	41	17	1	59
	(6)			(6)
委託里親数	14	0	1	15
	(6)			(6)
委託児童数	9	0	2	11
	(1)			(1)
男	3	0	1	4
	(0)			(0)
女	6	0	1	7
	(1)			(1)

(注) () は専門里親に係るもの。

3.4 巡回相談実施状況調べ

(単位:回、人) (平成28年12月31日現在)

3.5 巡回相談における相談種別状況調べ

(単位: 件) (平成28年12月31日現在)

区分		保育所 幼稚園	小学校	中学校	知的 障害児	3歳児 精密 (含事後 指導)	1歳6か 月児精 密(含事 後指導)	地区出張 相談	肢体不 自由児	重症心身 障害児	合計
養 相 談	児童虐待相談										0
	その他の相談										0
保健相談											0
障 害 相 談	肢体不自由相談										0
	視聴覚障害相談										0
	言語発達障害等相談										0
	重症心身障害相談										0
	知的障害相談				4						4
	発達障害相談										0
非行 相談	ぐ犯行為等相談										0
	触法行為等相談										0
育成 相談	性格行動相談										0
	不登校相談										0
	適性相談										0
	育児・しつけ相談										0
その他の相談											0
合計		0	0	0	4	0	0	0	0	0	4

いじめ相談（再掲） 0

36 児童福祉施設等入退所状況調べ

(単位：人) (平成 28年 12月 31日現在)

区分	乳児院	児童養護施設						知的障害児施設	肢体自由児施設	児童自立支援施設	重症心身障害児(者)施設	情緒障害施設	短期療治施設	県外施設	里親委託	合計	
		入所	入所	施設	施設	施設	施設										
施設名	鳥取子ども学園 乳児部	米子聖園 ベビーホーム	鳥取谷こども学園	青谷こども学園	因子供園	光天使園	米聖母園	松天使園	の天使園	成母園	育セントタ－	総原學園	合センタ－	立病院機構	鳥取希望館	鳥取こども学園希望館 入通所	計
前年度末在籍者数	9	0	48	18	13	2	3	6	9	0	4	0	0	13	9	3	12
当年度中入所者数	4	0	2	6	2	0	0	1	0	0	3	0	0	3	7	1	0
当年度中退所者数	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1
調査日現在在籍者数	12	0	48	24	15	2	3	7	9	0	7	0	0	13	15	4	11
前年度末給付決定者数								7	4	0		1	4			0	0
当年度中給付決定者数								0	1	0		0	2			0	0
当年度中給付決定取消者数								0	0	0		0	1			0	1
調査日現在給付決定者数								7	5	0		1	5			0	0
																	18

再掲でない

→ ファミリー
ホーム
含む

37 保管金品及び帰属調べ

(単位:円)(平成28年12月31日現在)

受入年月日	整理票番号	保管事由	公告終了年月日	満期執行年月日	保管金(円)	保管物品		処分状況		備考
						品名	数量	年月日	数量	
H28.5.6	1	紛失防止のため	なし	なし	43円	化粧ポーチ他	10	H28.7.19	10	児童へ返還
H28.6.8	2	紛失防止のため	なし	なし		通帳、印鑑など	3	H28.7.19	3	児童へ返還
H28.8.3	3	紛失防止のため	なし	なし	2,077円	サングラス他	5	H28.8.5	5	児童へ返還
H28.6.9	4	紛失防止のため	なし	なし	4,847円	毛そり	1	H28.6.10	1	児童へ返還
H28.9.4	5	紛失防止のため	なし	なし	320円	金券他	7	H28.9.9	7	児童へ返還
H28.10.28	6	紛失防止のため	なし	なし	1円	定期券他	8	H28.10.30	8	児童へ返還
	7									
	8									
	9									
	10									

38 3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査(事後指導を含む)事業実施状況調べ

実施なし

39 主な施設の整備状況調べ

該当なし

婦人相談所 個別事項

4.0 所管事項の概要

婦人相談所は、売春防止法に基づいて、①「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」の転落の未然防止と保護更生・自立支援、また、DV防止法に基づいて、②配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援、さらに、人身取引対策行動計画に基づいて、③人身取引被害者の保護、またストーカー行為等の規制に関する法律の一部を改正する法律に基づいて④ストーカー行為等の相手方に対する支援を行っている。

- ・売春防止法（昭和32年制定）→婦人相談所の設置
- ・DV防止法（平成13年制定）→配偶者暴力相談支援センター機能を付与
- ・人身取引対策行動計画（平成16年策定）
- ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号）
 - (1) 相談

日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性やDV被害者等について広く相談に応じている。県では福祉相談センターだけでなく中部・西部の各総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当が婦人相談所職員を兼務し、市では女性相談を受理する婦人相談員が設置され、多くの女性相談を受けている。

平成28年12月末現在で全県での女性相談は2,416件の相談があった。相談内容としては、夫等の暴力に関するものが517件で、全体の21.4%である。その他の暴力被害に関する相談を合わせると653件で、全体の27.1%、次いで離婚問題が380件で全体の15.7%である。

福祉相談センター（女性相談課職員+県婦人相談員）での女性相談の受理状況は、平成28年12月末現在で544件で相談内容としては夫等からの暴力98件（18.0%）交際相手やその他の者からの暴力に関するものが62件（11.4%）、離婚問題36件（6.6%）となっている。

また、近年、若年層、高齢者、障がい者や心理的ケアを必要とする暴力被害者など相談者の抱える問題が複雑多岐にわたり、問題解決に時間を要する傾向にある。

(2) 調査及び支援

要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生とDV被害者ならびに人身取引被害者、ストーカー行為の被害者等への適切支援のため、本人及びその家族環境等について本人の了解のもとに必要な調査を行うとともに、その結果に基づき、本人の意思を尊重しながら具体的方策としての各種福祉制度・各福祉施設の活用等、関係機関と連携しながら支援を行っている。

(3) 一時保護

緊急保護の必要性、心身の健康状態や経済状態を総合的に勘案し、一時保護を決定している。

一時保護利用者の意向を尊重し、必要な情報を提供し、本人が主体的に問題解決できるように、関係機関と連携をとり支援をしている。

県ではDV被害者の相談から一時保護、退所後支援の一環した支援ができるよう中部・西部総合事務所福祉保健局でも婦人相談所として委託一時保護施設での一時保護を決定しており、平成28年12月末現在、県全体での一時保護決定数は22件、そのうちDVを主訴とする一時保護は15件（68.2%）である。昨年同期では28件（うちDV主訴による一時保護24件 85.7%）で、県全体として一時保護件数は減少傾向にある。

なお、平成28年12月末現在、福祉相談センターで決定した一時保護所及び委託一時保護施設での一時保護件数は12件で、そのうちDVを主訴とする一時保護は5件で41.7%である。昨年度同期は15件（うちDVを主訴とする一時保護11件 73.3%）で、県全体と同じく減少傾向にある。

4.1 相談の状況

(1) 相談形態別受付状況調べ

(平成28年12月31日現在)

区分		来所	電話	訪問	メール	計
相談所		101	283	33	9	426
相談員	県	24	91	0	4	119
	鳥取市	371	340	39	3	753
	米子市	172	153	16	7	348
	倉吉市	40	14	4	0	58
	境港市	19	1	1	0	21
	小計	626	599	60	14	1,299
計		727	882	93	23	1,725
前年度同期計		881	901	82	11	1,875

(2) 経路別受付状況調べ

(平成28年12月31日現在) 計

(3) 主訴状況調べ

(平成28年12月31日現在)

区分	人間関係										医療関係										人身取引				計										
	夫等					夫等					夫等					ヒモ・暴力団関係		元着強要		不純異性交遊															
	離婚問題	酒呑・薬物中毒	その他の暴力	養育不能	子どもの暴力	親の暴力	親族	その他の暴力	交際相手の暴力	家庭不和	その他の暴力	その他の暴力	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他の問題	小計	借金サラ金	求職	経済関係	生活困窮	住居問題	帰先なし	住先なし											
相談所	23	12	8	5	1	13	4	2	3	16	5	92	5	0	3	1	4								101										
電話	29	13	20	2	19	3	1	36	5	2	3	3117	253	8	1	2	1	12	6	19	1				283										
訪問	17		6	1	2				2		28		2		2		2		2						33										
メール	1	2							2	2	1	8			1	1			0						9										
来所	84	0	209	103	1	14	31	3	1	17	11	1	7	3	14	499	31	1	34	6	7	19	66	3	29	0	0	0	0	626					
県	10	4							1	3	3	3	21	3					0						0				24						
鳥取市	43	180	84	1	9	11	1	4	5	1	6	345	4						13	1	2	16	3	1	1	1	6		371						
米子市	21	22	11	5	10	1	1	9	3	1	3	2	6	95	19	1	19	5	6	15	45	7	1	4	12			172							
倉吉市	2	3	2					10	4					1	22	5		1	2	3	9	1	10					40							
境港市	8		6							1	1	16		1	1	2						1	1				19								
電話	87	10	77	64	9	12	54	5	0	18	26	0	4	9	39	414	40	1	51	17	10	22	100	8	30	2	4	44	0	599					
県	18	5	6	1	8	2	7	9	4	2	21	83	5						41	14	2	4	61	8	2	2	14		91						
鳥取市	60	10	51	50	8	5	30	1	1	15	7	11	249	16					74	19	1	9	2	8	16	35	22	2	24	340					
米子市	8	21	7		7	12	2	8	2			2		7					7	1	1	2	4	3					153						
倉吉市	1							4																				14							
境港市	1																												1						
訪問	8	0	14	4	0	2	3	0	0	1	0	0	0	3	2	37	4	1	9	3	0	0	12	2	4	0	0	6	0	60					
県																		3	2	24	3	7	3					0		0		0			
鳥取市	4	8	4		2	1				1								8	1	1	2		2					2		2		39			
米子市	1		6																										16		4		4		
倉吉市	2																																		
境港市	1																																		
メール	4	0	1	1	0	0	2	0	1	2	2	0	1	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14				
県																																			
鳥取市		1																																	4
米子市		1																																	3
倉吉市		4																																	7
境港市																																			0
計	249	10	327	199	23	29	121	17	4	72	47	3	34	18	178	1345	88	3	97	26	18	42	183	14	68	5	17	104	0	2	0	0	0	1,725	
前年度(同期)計	464	0	366	222	12	49	49	27	8	42	23	4	18	31	181	1496	58	6	99	13	26	7	215	15	63	9	12	99	0	0	0	0	0	1,874	

(4) 处理状況調べ

(平成28年12月31日 現在)

区分		処理済実人員											
		婦人保護施設へ収容	自立	結婚	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	員婦へ移相談所・婦人相談	他府県の婦人へ移相談所・	その他	その他関係機関・施設	助言・指導のみ	計
相談所	来所		4		3	2					39	54	102
	電話			1						1	103	179	284
	訪問					1					7	25	33
	メール										7	2	9
相談員	来所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	569	56	626
	県										22	2	24
	鳥取市										371		371
	米子市										144	28	172
	倉吉市							1			15	24	40
	境港市										17	2	19
	電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	545	54	599
	県										54	37	91
	鳥取市										340		340
	米子市										144	9	153
訪問	倉吉市										6	8	14
	境港市										1		1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	3	60
	県												0
	鳥取市										39		39
メール	米子市										15	1	16
	倉吉市										2	2	4
	境港市										1		1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	14
	県										4		4
前年度(同期)計	鳥取市										3		3
	米子市										6	1	7
	倉吉市												0
	境港市												0
	計	0	5	0	3	3	0	1	0	1	1340	374	1,727
前年度(同期)計		0	1	0	3	4	4	0	0	3	1613	246	1,874

(5) 年齢別受付状況調べ

(平成28年12月31日 現在)

区分	18才未満	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	不明	計	
相談所	来 所			15	24	38	6	13	5	101
	電 話		3	9	22	17	125	33	74	283
	訪 問			1	4	22		6		33
	メ ール			2				7		9
相談員	来 所	0	13	107	218	181	42	40	25	626
	県		4	7	9	2	1		1	24
	鳥取市		6	67	149	100	28	12	9	371
	米子市		2	24	37	61	12	25	11	172
	倉吉市		1	7	17	10		1	4	40
	境港市			2	6	8	1	2		19
	電 話	2	6	98	174	169	45	39	66	599
	県		4	10	19	3	13	7	35	91
	鳥取市		2	2	51	109	114	23	18	340
	米子市			34	43	46	9	11	10	153
	倉吉市			3	2	6		3		14
	境港市				1					1
相談員	訪 問	0	0	6	27	23	3	0	1	60
	県									0
	鳥取市			1	20	17	1			39
	米子市			3	5	6	1		1	16
	倉吉市			2	2					4
	境港市						1			1
相談員	メ ール	0	0	0	4	0	0	0	10	14
	県				1				3	4
	鳥取市				2				1	3
	米子市				1				6	7
	倉吉市									0
	境港市									0
計		2	22	238	473	450	221	131	188	1,725
前年度(同期)計		9	24	310	534	473	260	97	167	1,874

42 一時保護の状況

(1) 経路別入所状況調べ

(平成28年12月31日 現在)

本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	縁故者・知人	その他	計
6 (5)	2 (2)	(0)	(0)	(0)	2 (0)	4 (2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	14 (9)

(注) () は同伴児者で外書である。

(2)一時保護の理由調べ

(平成28年12月31 現在)

区分	人間関係													住居問題	帰住先なし		
	夫等				子ども			親族			家庭不和	交際相手からの暴力	男女問題	その他	小計		
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他							
人数	6 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (8)	2 (1)	(0)
当該年度 新規入所者 (再掲)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	2 (0)	(0)

区分	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計
	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計						
人数	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (9)
当該年度 新規入所者 (再掲)	0 (0)	8 (2)														

(注) () は同伴児者で外書である。

(3) 一時保護後の状況調べ

(平成28年12月31日 現在)

要保護女子	婦人保護施設へ	自立	帰宅	帰郷	病院へ	他の婦人相談所へ	民間団体へ	福祉事務所		入国管理局へ	大使館へ	帰国	その他	合計	用左記のうち生活保護の適
								母子生活支援施設へ	他の社会福祉施設へ						
人 数	0 (0)	5 (5)	3 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	14 (9)	用左記のうち生活保護の適 (0)

(注) () は同伴児者で外書である。

同伴する家族	要保護女子と一緒に 児童相談所へ	分離				合計
		帰宅	帰国	その他		
人 数	9				9	

(4) 年齢別入所状況調べ

(平成28年12月31日 現在)

18才未満	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	不明	計
		2	2	8		2	0	14

入所人員 (在籍数)	実人員	当年度		13 (8)
		前年度		15 (23)
	延人員	当年度		342 (119)
		前年度		225 (298)

(注) () は同伴児者で外書である。

4.3 一時保護委託者数調べ（在籍数）

（平成28年12月31日 現在）

区分	実人員	延人員
本人	4	113
同伴児	3	32
同伴者	1	14
計	8	159

注：同伴児は18才未満、同伴者は18才以上。

4.4 主な施設の整備状況調べ

該当なし

○意見、要望等

(1)業務に関する意見・要望等

なし

(2)監査委員事務局に対する要望等

なし